

藤沢市立高谷小学校

い じ め 防 止 基 本 方 針

～高谷小の子どもたちが笑顔になるために～

2026年4月 改定

《藤沢市立高谷小学校》

藤沢市立高谷小学校 いじめ防止基本方針

2026年 4月 改定

いじめの定義と本校のいじめに対する基本的な姿勢

いじめとは、子どもに対して、当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含みます。）であって、当該行為の対象となった子どもが心理的苦痛を感じているものまたは当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるものをいいます。

（藤沢市子どもをいじめから守る条例 第2条）

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめはどのクラスでも、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、全校児童一人一人が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「高谷小学校 いじめ防止基本方針」を策定しました。

Ⅰ いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、「いじめをしない、させない、放置しない」ことを基本姿勢として、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られて成長できるよう努めます。

（いじめの禁止）

本校では、いじめをしない、させない、ゆるさない、見逃さない環境づくりに努めます。

（学校および職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組みます。また、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

（家庭との連携）

児童一人ひとりの発達段階に応じた道徳観や規範意識を身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「人を思いやる気持ち」を育むためには、学校教育だけでなく、家庭での取り組みも重要です。学校と家庭が共通の認識を持って連携することが、いじめの未然防止に大きく影響するものと考え、日常から家庭との連携を行います。いじめ問題に対応するにあたっては家庭と充分に連携をとり、問題をよりよく解決していきます。

（地域との連携）

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大

人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。また、最近の傾向として、学校外やインターネット、SNS 上でのいじめも増加しており、学校だけでは対応できないことがあるため、学校と家庭、地域が連携して取り組むことが、一層重要となります。そのため、本校はPTAや地域の関係団体との連携をもち、地域社会全体で子どもたちを見守り健やかな成長を促す体制を構築していきます。

（児童会活動）

いじめは児童の中で起こります。本校教職員は、児童たちが自ら行ういじめ防止活動を支援し、児童とともにいじめの防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組み

- ・学校の教育活動全体を通して児童の豊かな心を育み、心のかようあいさつ・声かけ等コミュニケーション能力を養うことができるよう取り組みを進めます。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に関する児童会活動の支援を行います。
- ・全教職員がいじめの問題に対し共通認識を持って対応できるように、校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

（2）いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期発見するために、普段から児童の心身の健康状態を把握するよう教育活動を展開します。
 - ① 笑顔であいさつ
 - ② 児童対象学校生活アンケート調査 年3回
 - ③ 個人面談・学級担任による聴きとり等
- ・児童および保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① スクールカウンセラーとの面談
 - ② 学級担任やその他の職員との面談
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ対策委員会」を通して情報共有に努めます。
学校以外には、次の相談窓口があります。
- ・藤沢市いじめ相談ホットライン
- ・藤沢市いじめ相談メール
- ・24時間子どもSOSダイヤル（県立総合教育相談センター）

（3）いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談、アンケートによっていじめと疑われる記載があった場合は、真摯に傾聴し、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童または保護者に対する支援等と、いじめを行った児童への指導および支援、またはその保護者への助言等を行います。
- ・いじめを見ていた児童たちにも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせるなどの行動の大切さを伝えます。また、はやしたてたり、同調したりする児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。その際教職員は、ともに寄り添い、歩み寄り姿勢をもって指導にあたるものとします。
- ・いじめの事案に関する情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会および警察署等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

自分を大切にするとともに、他人を大切にするという人権意識や、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けさせるため、学校における全ての教育活動を通して人権教育および、道徳教育の充実に努めます。

(5) 情報モラル教育の推進

携帯電話・スマートフォン・通信型ゲーム機を含めたインターネット上のいじめ防止に対して、児童および保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教育を実施します。

3 「いじめ問題対策委員会」の設置

「いじめ防止対策推進法 第22条」および、「藤沢市いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見および対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「いじめ問題対策委員会」の構成

校長・教頭・児童支援部・児童支援担当教諭・教育相談コーディネーター
養護教諭・いじめ防止担当者・スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめ事案への対応方針の検討・決定
- ・いじめ事案の報告
- ・関係する児童への事実関係の聴取、アンケート調査、いじめに関連する情報の迅速な収集と記録
- ・いじめに係る事実確認、当該事実がいじめであるか否かの判断

(3) 会議の開催

各学期に1回の開催を基本とし、いじめと思われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

4 教育委員会・各関係機関との連携について

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「緊急いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急いじめ調査委員会」の構成

- ・「いじめ問題対策委員会」のほかに、必要と認めるもので構成します。
- ・事案内容により構成員については教育委員会と検討します。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査を行います。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適切な方法で説明し、支援を行います。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを行った児童に対する指導および支援、または保護者に対する助言を行います。
- ・藤沢市教育委員会へ調査結果の報告をします。